第三条の三を第三条の五とし、第三条の二の次に次の二条を加える。

（法第三十五条第八項の規定による承諾等に関する手続等）

第三条の三　法第三十五条第八項の規定による承諾は、宅地建物取引業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る宅地建物取引業者の相手方等、宅地若しくは建物の割賦販売の相手方又は売買の相手方（以下この項及び次項において「相手方等」という。）に対し同条第八項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該相手方等から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2　宅地建物取引業者は、前項の承諾を得た場合であつても、相手方等から書面等により法第三十五条第八項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該相手方等から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　前二項の規定は、法第三十五条第九項の規定による承諾について準用する。この場合において、第一項中「宅地建物取引業者の相手方等」とあるのは「宅地建物取引業者の相手方等である宅地建物取引業者又は」と、「又は売買の相手方」とあるのは「である宅地建物取引業者」と読み替えるものとする。

（法第三十七条第四項の規定による承諾等に関する手続等）

第三条の四　法第三十七条第四項の規定による承諾は、宅地建物取引業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る同項各号に定める者（以下この項及び次項において「相手方等」という。）に対し同条第四項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該相手方等から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2　宅地建物取引業者は、前項の承諾を得た場合であつても、相手方等から書面等により法第三十七条第四項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該相手方等から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　前二項の規定は、法第三十七条第五項の規定による承諾について準用する。

（法第四十一条第五項の規定による承諾等に関する手続等）

第四条の二　法第四十一条第五項の規定による承諾は、宅地建物取引業者が、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る買主に対し電磁的措置（同項に規定する国土交通省令・内閣府令で定める措置をいう。次項において同じ。）の種類及び内容を示した上で、当該買主から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令・内閣府令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2　宅地建物取引業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る買主から書面等により電磁的措置を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的措置を講じてはならない。ただし、当該申出の後に当該買主から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　前二項の規定は、法第四十一条の二第六項の規定による承諾について準用する。

（不動産信託受益権等の売買等に係る特例）

第四条の三　法第五十条の二の四の規定により法第三十五条第八項の規定を読み替えて適用する場合における第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「売買の相手方」とあるのは、「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

第十条中「第七十五条の三」を「第七十五条の四」に改める。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部改正）

第二条　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第四条」を「第五条」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第三号中「第四条」を「第五条」に改め、同条を第八条とする。

第六条第三号中「第四条」を「第五条」に改め、同条を第七条とする。

第五条第二号中「第七条第二号及び第八条第二号」を「第八条第二号及び第九条第二号」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条中「第五条第一号」を削り、「及び第八条第一号」を「、第八条第一号及び第九条第一号」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（法第十七条第二項の規定による承諾に関する手続等）

第三条　法第十七条第二項の規定による承諾は、登録事業者が、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る登録住宅に入居しようとする者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該登録住宅に入居しようとする者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2　登録事業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る登録住宅に入居しようとする者から書面等により法第十七条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該登録住宅に入居しようとする者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

附　則

この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第十七条及び第四十四条の規定の施行の日（令和四年五月十八日）から施行する。

厚生労働大臣　後藤　茂之
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

土地区画整理登記令及び不動産登記令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八十二号

土地区画整理登記令及び不動産登記令の一部を改正する政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二十六条（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（土地区画整理登記令の一部改正）

第一条　土地区画整理登記令（昭和三十年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四号ハ及び第五号ホ中「第二十二条前段」を「第二十二条第一項前段」に改める。